

# 4月1日から 「介護予防・ 日常生活支援総合事業」 を開始します



～要支援者が利用していた訪問介護と通所介護の仕組みが変わります～

今後高齢化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症を患う高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活するためには、地域全体で高齢者を支えるとともに、自分自身でも介護が必要な状態にならないよう、予防することが大切です。

そのための仕組みとして、市では4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を開始します。

【問】 高齢福祉課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-5838

## ◆総合事業の概要

介護予防訪問介護と介護予防通所介護を総合事業に移行します

全国一律で実施されてきた介護保険制度の予防給付(要支援者に対するサービス)のうち、**訪問介護(ホームヘルプサービス)**と**通所介護(デイサービス)**を総合事業に移行し、市の基準による事業として実施します。

※訪問介護と通所介護以外の予防給付(介護予防福祉用具貸与など)に変更はありません。

